

『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査(労働者調査及び事業場調査)(平成25年11月中旬～12月中旬実施)』における回答状:
Q32. 現行の裁量労働制に関してご意見・ご要望等がありましたらご記入下さい。(自由記述)

※Q29「裁量労働制の適用を受けていることに満足していますか。」に対する回答:「満足」=◎、「やや満足」=○、「やや不満」=△、「不満」=×

| 通番 | 記述内容 | 回答数 | Q29 満足度 |
|---|--|-----|------------|
| 民間調査会社のデータベースより無作為抽出したサンプルにおける企画型適用者(有効回答数=136)のうち、 当自由記述項目:記述なし=112(82.4%)、記述あり=24(17.6%) | | | |
| 1 | 要は本人の自覚が重要な案件なので細かい規則は不要と考えます。 | 1 | ◎ |
| 2 | 業務目標などをクリアにせず、対象者を広げるのは単なる労働強化だけで、個人が守れないです。このアンケート自体が企業側に立ってアンケートのように思います。 | 1 | ◎ |
| 3 | 自身で時間管理できることで、計画もたてやすく、また急な用事で帰宅することも可能になり、十分活用できていると感じる。特に過度な負担は感じていない。 | 1 | ◎ |
| 4 | 時間の縛りが無い為、業務へのメリハリを付ける事ができるので、良い制度と感じている。 | 1 | ◎ |
| 5 | 政府に対しては、裁量労働制に関しては積極的に推進して行くことをお願いしたい。(霞ヶ関では実体としてうまく回っているのではありませんか…) | 1 | ◎ |
| 6 | 制度そのものはいいが、部門や上司によっては、適用者を変えることもでき、運用方法はまちまち。制度と運用方法を合わせるの難しいと思う。 | 1 | ◎ |
| 7 | 良い制度と思っています。 | 1 | ◎ |
| 8 | 負荷の大小が個人個人によって違う。一律手当は疑問。 | 1 | ◎ |
| 9 | 労働時間と成果が必ずしもイコールではない業務についているので、特に問題とは思わない。 | 1 | ○ |
| 10 | 働き方の選択肢を広げられる制度であると考えます。 | 1 | ○ |
| 11 | 裁量労働なので残業時間で評価しないことと、残業時間ではなく、■■■時間された独自指標で労働時間を見ているのも実体とあっていないと思います。 | 1 | ○ |
| 12 | 一般製造業(工場系)には、当てはまらない項目が多いです。工場は勤務時間で賃金を払っている。昇級については、コンピテンシー評価を鑑み決定している。 | 1 | ○ |
| 13 | 本制度適用により、働きやすくなったと思います。 | 1 | ○ |
| 14 | 導入して間も無いので様子見。 | 1 | ○ |
| 15 | 裁量労働制では部署によるバラツキが大きく個人の健康管理が大切であることを痛感する。必要以上に会社に拘束されるというより、自ら長時間労働することで会社に対する忠誠心を示すようなやり方があってはならない。 | 1 | ○ |
| 16 | 良い制度だと思います。 | 1 | ○ |
| 17 | 裁量労働制は効率の良い労働を実現していると思う。しかし、労働には誇りや気概、プライドなど精神性に対する評価も望まれる。現行の裁量労働制に精神性に(質的な)評価が加わると良い。 | 1 | ○ |
| 18 | 方向性を明確にして、指示がぶれないようにしてもらいたい。評価を明確にしてほしい。 | 1 | △ |
| 19 | 職場の体制や考え方で、判断するのは非常に困難であると思います。同じ業種であっても、一概に、裁量労働制がマッチしない場合もあるのではないのでしょうか。 | 1 | △ |
| 20 | 国や地方自治体における試験的実施を行い、それを公開すべき。適用された本人でないと当事者意識を持って制度を検討することは不可能と考える。 | 1 | △ |
| 21 | いわゆる“ブラック”の隠れ蓑にならない様に行政指導の強化を望む。 | 1 | △ |
| 22 | 弊社の場合、休務・早退・遅刻は人事考課に影響するようなシステムになっている。会社側もいいとこどりに感じる。 | 1 | △ |
| 23 | 裁量労働制は良い制度であるが、これを採用しにくい職制も多くあると思う。現在の仕事は、裁量労働制が採用しにくい職制と考えている。 | 1 | |
| 24 | 過労、低賃金につながらぬように。 | 1 | |